

宮津与謝環境組合議会会議録

平成 30 年第 1 回（2 月）定例会

宮津与謝環境組合議会

平成30年 第1回 宮津与謝環境組合議会定例会議事速記録 目次

会期 1日間（2月21日）

1	付議事件一覧	1
1	出席議員氏名	2
1	欠席議員氏名	2
1	説明のため出席した者の職氏名	2
1	議事日程	2
◎	安達議長の開会宣言	2
○	井上管理者あいさつ	3
※	日程第1 諸報告	4
1	例月出納検査結果報告（平成29年度10月分、11月分、12月分及び1月分） .	4
※	日程第2 会議録署名議員の指名	4
※	日程第3 会期の決定	4
※	日程第4 議第1号	4
○	和田野事務局長の提案理由説明	4
	（質疑、討論なし）	
1	議第1号..... — 原案可決 —	5
※	日程第5 議第2号	5
○	和田野事務局長の提案理由説明	5
	（質疑、討論なし）	
1	議第2号..... — 原案可決 —	6
※	日程第6 議第3号	6
○	和田野事務局長の提案理由説明	6
◎	松本議員の質疑	6
○	和田野事務局長の答弁	8
◎	松本議員の再質疑	8
○	落合主任の答弁	8
◎	多田議員の質疑	8
○	和田野事務局長の答弁	8
◎	今田議員の質疑	9
○	和田野事務局長の答弁	9
◎	今田議員の再質疑	9

○ 和田野事務局長の答弁	9
◎ 今田議員の再々質疑.....	9
○ 和田野事務局長の答弁	10
◎ 今田議員の再々々質疑.....	10
○ 和田野事務局長の答弁	10
(討論なし)	
1 議第3号.....— 原案可決 —	11
※ 日程第7 一般質問.....	11
1 一般質問通告表.....	11
◎ 塩見議員の質問.....	11
1 一般廃棄物の処理（直接持込）	11
2 平成28年2月の定例会質問事項.....	11
(1)新施設の協定書について取り交わす地域や時期など	
(2)災害時の避難場所としての機能の取組み	
(3)宮津市清掃工場へのごみ搬入が終了後の施設解体撤去の協議	
現在の宮津市清掃工場へのごみ搬入ルートについて、市と町の違いがありその不平等の対応	
○ 和田野事務局長の答弁	13
◎ 塩見議員の再質問	15
○ 和田野事務局長の答弁	17
◎ 塩見議員の再々質問.....	18
◎ 安達議長の閉会宣言.....	19

平成30年 第1回(2月) 定例会付議事件一覧

会期 1日間(2月21日)

事件番号	件名	議決年月日	議決結果
議第1号	平成29年度宮津与謝環境組合一般会計補正予算(第1号)	30.2.21	原案可決
議第2号	(仮称)宮津与謝広域ごみ処理施設整備及び運営事業施設建設工事請負契約の一部変更について	30.2.21	原案可決
議第3号	平成30年度宮津与謝環境組合一般会計予算	30.2.21	原案可決

平成30年第1回 宮津与謝環境組合議会定例会議事速記録

平成30年2月21日(水) 午前10時20分 開会

◎出席議員(10名)

和田 裕之	多田 正成	和田 義清
長林 三代	坂根 栄六	塩見 晋
今田 博文	佐戸 仁志	松本 隆
安達 稔		

◎欠席議員 なし

◎議会担当職員

主任	落合 久志	主任	奥野 均
----	-------	----	------

◎説明のため出席した者の職氏名

管理者(宮津市長)	井上 正嗣	副管理者(伊根町長)	吉本 秀樹
副管理者(与謝野町長)	山添 藤真		
事務局長	和田野 喜一	事務局次長	沖 光博
事務局嘱託	西原 正樹	会計管理者	尾崎 吉晃
監査委員	稲岡 修		

◎議事日程

日程第1 諸報告

日程第2 会議録署名議員の指名

日程第3 会期の決定

日程第4 議第1号 平成29年度宮津与謝環境組合一般会計補正予算(第1号)

日程第5 議第2号 (仮称)宮津与謝広域ごみ処理施設整備及び運営事業 施設建設工事
請負契約の一部変更について

日程第6 議第3号 平成30年度宮津与謝環境組合一般会計予算

日程第7 一般質問

(開会 午前10時20分)

[議長起立]

○議長(安達稔) おはようございます。開会に先立ちまして、一言ごあいさつを申し上げます。

平成30年第1回2月宮津与謝環境組合議会定例会が招集されましたところ、議員並びに理事者の皆さんには御参集を賜りまして、誠にありがとうございます。

本定例会は、宮津与謝1市2町の住民生活に密着する新たなごみ処理施設の、平成31年度末稼働に向けて本格的な取組となる新年度予算等、重要な議案について御審議をいただく会議であります。

ここに提案されております諸議案につきまして慎重な審議を賜りますとともに、議会の運営が円滑に運びますよう格段の御協力をお願い申し上げまして、開会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。

〔安達議長 着席〕

○議長（安達稔） ただ今から、平成30年第1回（2月）宮津与謝環境組合議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、宮津与謝環境組合管理者から発言の申し出がありますので、これを受けることとします。井上管理者。

〔井上管理者 登壇〕

○管理者（井上正嗣） 本日は、平成30年第1回の宮津与謝環境組合議会定例会をお願いいたしましたところ、議員の皆様には全員協議会に引き続きで大変お疲れの中、御出席をいただき厚くお礼申し上げます。

本定例会の提出議案でございますが、転石等除去工事の追加に係る宮津与謝広域ごみ処理施設整備及び運営事業に関する変更契約、建設工事の出来高予定額の減額などを含む平成29年度補正予算と、平成30年度当初予算の3議案を提案させていただきます。

提案理由につきましては、事務局長から御説明申し上げますので、あらかじめ御了承賜りたいと存じます、よろしく御審議のうえ、可決いただきますようお願い申し上げます。

さて、広域ごみ処理施設につきましては、本会議の開催に先立つ全員協議会で御説明申し上げましたように、表層地盤改良や転石等除去で工期が遅延しておりましたが、昨年9月末からようやく本体基礎工事に着手をいたしまして、現時点では、複数回の積雪に見舞われながらも、ごみピットの掘削やマテリアル部の基礎掘削など、ほぼ計画工程どおりに進捗しているところでございます。

全体工期としては約1年遅延いたしますが、ごみ処理施設の平成31年度内のごみ全量受入れと、平成32年5月の竣工を図るため、今後ともDBO事業者と連携を密にしながら、円滑な工事進捗に努めてまいりたいと考えておりますので、議員の皆様におかれましても今後とも御理解と御協力をお願い申し上げます。

以上、現在の状況も含めて申し上げ、定例会の開会に当たっての挨拶とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（安達稔） 日程第1 「諸報告」であります。

監査委員から地方自治法第235条の2第3項の規定に基づく、一般会計の平成29年

度10月分、11月分、12月分及び1月分の例月出納検査結果報告書が提出されており、原文は環境組合事務局に保管しておりますので、随時、御覧おきを願います。

○議長（安達稔） 日程第2 「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第74条の規定により、

和田義清さん、長林三代さんを指名いたします。

以上のお二人に差し支えのある場合は、次の議席の方をお願いいたします。

○議長（安達稔） 日程第3 「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。今定例会の会期は、本日1日間といたしたいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安達稔） 異議なしと認めます、会期は本日1日間と決定いたしました。

○議長（安達稔） 日程第4 議第1号を議題といたします。

提案理由の説明を願います。和田野事務局長

〔和田野事務局長登壇〕

○事務局長（和田野喜一） 私から、ただいま議題となりました、議第1号 平成29年度宮津与謝環境組合一般会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

平成29年度一般会計補正予算書の2ページと、お配りしております議案参考資料の平成29年度一般会計補正予算（第1号）事業等説明資料も併せて御覧ください。

今回お願いしております補正予算は、歳入歳出ともに3億258万4,000円を減額し、予算総額を12億1,407万3,000円とするものであります。

次に、3ページの第2表 債務負担行為について御説明申し上げます。

全員協議会でも御説明申し上げましたように、一つには施設整備及び運営事業について、二つには施設建設工事に伴う設計施工監理業務について、軟弱地盤や転石除去等の対応に伴う竣工の遅れに係る債務負担行為期間の変更、また、限度額内ではありますが増額の変更契約を締結することとなるため、財務事務上の手続きとして、それぞれ債務負担行為の変更をお願いするものであります。

次に、予算の内容につきまして、事項別明細書により御説明申し上げます。

7ページを御覧ください。まず歳出であります。

3款 衛生費につきまして、転石除去工事に伴う工程変更によって不要となりました、機械設備の工場検査に係る普通旅費30万円、建設工事設計施工監理業務委託料725万8,000円、施設建設工事請負費2億9,532万6,000円をそれぞれ減額しております。

また、4款 公債費につきましては、工事費は市町分担金及び国の交付金で賄うこととしておりますが、業者からの年度末請求と交付金の入金タイミングから資金不足となる場合、組合が一時借入をしたうえで業者へ支払うこととしており、そうした際の借入金利子として、当初予算で30万円を計上しておりますが、一時借入の見込額と期間が当初より増加し、借入金利子の不足が見込まれることから30万円の増額を計上するものであります。

次に、6ページの歳入を御覧ください。

1款 分担金においては、歳出予算の減額と併せて、構成市町分担金について総額2億3,785万8,000円の減額を計上しております。

各市町の内訳につきましては、説明欄に記載のとおりであります。

2款 国庫支出金につきましては、国の交付決定額が予算額を下回ったため、差額分の7,243万8,000円を減額するものであります。

3款 繰越金につきましては、平成28年度の決算剰余金として771万2,000円を計上しております。

以上、誠に簡単ではありますが、提案理由の説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（安達稔） これより質疑に入ります、御質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安達稔） 質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります、本件に対し、反対その他の御意見はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安達稔） 意見なしと認めます。これで討論を終結いたします。

議第1号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の皆さんは起立を願います。

〔起立全員〕

○議長（安達稔） 起立全員であります。

本件は、原案のとおり可決されました。

○議長（安達稔） 日程第5 議第2号を議題といたします。

提案理由の説明を願います。和田野事務局長。

〔和田野事務局長 登壇〕

○事務局長（和田野喜一） ただいま議題となりました議第2号 宮津与謝広域ごみ処理施設整備及び運営事業 施設建設工事請負契約の一部変更につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

新ごみ処理施設の整備につきましては、公募型プロポーザル方式による随意契約で、契約の金額は、消費税込み91億2,060万円、契約の相手方は、タクマ・金下特定建設共

同企業体で、工事期間は平成28年4月22日から平成31年7月31日までとして、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、平成28年4月に請負契約の議決をいただき、平成31年3月末の実質稼働、7月竣工を目標に進めていたところであります。

こうした中で、整備工事に着手後の表層地盤の軟弱化に引き続き、平成29年4月には地山部に転石等の地中障害物の存在が判明したため、転石等除去工事に伴う追加工事により、契約金額を91億2,060万円から96億5,714万4,000円に変更することとして、議会の議決をお願いするものでございます。

追加工事に伴って、工期が1年遅延することになりますが、平成32年3月末の実質稼働、5月竣工に向けて鋭意取り組んでまいりたいと考えております。

以上、まことに簡単ではございますが、提案理由とさせていただきます。よろしく御審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（安達稔） これより質疑に入ります、御質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安達稔） 質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。本件に対し、反対その他の御意見はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安達稔） 意見なしと認めます。これで討論を終結いたします。

議第2号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の皆さんは起立を願います。

〔起立全員〕

○議長（安達稔） 起立全員であります。本件は、原案のとおり可決されました。

○議長（安達稔） 日程第6 議第3号を議題といたします。

提案理由の説明を願います。和田野事務局長。

〔和田野事務局長 登壇〕

○事務局長（和田野喜一） ただいま議題となりました、議第3号 平成30年度宮津与謝環境組合一般会計予算につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

平成30年度一般会計予算書の2ページと、議案参考資料の平成30年度一般会計当初予算事業等説明資料も併せて御覧ください。

平成30年度一般会計予算の歳入歳出予算の総額は、それぞれ13億371万4,000円としております。

予算の内容につきまして、事項別明細書により御説明申し上げます。

予算書の9ページを御覧ください。まず歳出であります。

1款 議会費につきましては、議員報酬を含め議会運営費等に所要の経費17万6,000円を計上いたしております。

2款 総務費につきましては、総務管理費として、正副管理者報酬を始め、本組合事務局職員に係る給与、組合運営の経費、財務会計システム等に係る経費のほか、組合の公平委員会に必要な経費として3,684万3,000円のほか、監査委員に必要な経費を含む、3,698万4,000円を計上いたしております。

次に、3款 衛生費 1項 清掃費 1目 施設建設費の主な事項につきまして御説明申し上げます。

まず、事業モニタリング委員会委員謝金につきましては、DBO事業者決定後の実施設計内容に基づき、今後の施工・運営管理上の注意点について、検討・協議していただくことを目的に、平成29年度に設置し開催する予定としておりましたが、転石除去等による工期遅延のため、設置ができなくなりました。

そのため、工事進捗が進み、検討・協議が必要となってまいります今年度に設置することとして、開催回数は1回と考えております。

次に、DBO事業に係る債務負担行為の平成30年度事業費として、施設建設工事施工監理業務委託料4,154万8,000円、施設建設工事費11億6,154万円のほか、施設建設関連工事費5,745万6,000円、台風等の大雨による土砂流入防止の工事費として150万円、須津及び石川地区対策委員会に対する活動助成としてそれぞれ15万円など、12億6,495万4,000円を計上いたしております。

なお、前年度比較の、2億1,327万2,000円減額の主な理由といたしましては、平成29年度に実施しました転石除去に伴う工期の遅延によって、工程変更を余儀なくされ、当初予定しておりましたプラント機械設備の完成が、平成31年度にずれ込むこととなり、事業者と協議を行った結果、工事請負費が減額となったものです。

4款 公債費につきましては、施設建設が本格化する中で、工事費の前金払および部分払に要する経費は市町分担金で賄うこととなりますが、業者請求のタイミングから市町の資金調達が間に合わず、分担金納入が困難となった場合に、組合が一時借入を行ったうえで業者へ支払うこととしており、そうした際の借入金利子として60万円を計上いたしております。

次に、7ページの歳入を御覧ください。

1款 分担金及び負担金につきましては、本組合を構成する市町の分担金を、宮津市が3億8,821万3,000円、伊根町が4,445万6,000円、与謝野町が4億6,001万5,000円の総額8億9,268万4,000円を計上いたしております。

2款 国庫支出金につきましては、施設建設を交付対象としております循環型社会形成推進交付金を、4億1,002万2,000円計上いたしております。

以上、誠に簡単ではありますが、提案理由の説明とさせていただきます。

よろしく御審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（安達稔） これより質疑に入ります、御質疑はありませんか…。松本隆さん。

○議員（松本隆） 債務負担行為の関係でお尋ねします。

今御説明されましたように、運営期間を含むとなつては、このあたりは竣工後に20年間の運営期間にわたって、債務の負担が気になってくるというふうに理解しとるんですけども、運営面においては、それぞれの分担金で賄ってやっていくことかなというふうに理解しとりますんで、そのあたりどうして20年間の運営期間が債務負担行為に当たるのか、そのあたりの御説明を願います。

○議長（安達稔） 和田野事務局長。

○事務局長（和田野喜一） 運営に関連いたしましては、議員がおっしゃたように、ごみ量割ということで運営費につきましては、各市町から分担金としていただくこととしております。

しかしながら、債務負担行為として設定したのはなぜかということでございますけれども、今回の施設の設置につきましてはDBO事業で行うということで、いわゆる設計建設さらには運營業務にわたるまでの、3点セットで業者を決めていくという制度で行ったものでございます。

ですから、20年間の部分を実際は分担金でやることになるんですが、プロポーザルで業者に応募していただくにあたって、その分は担保されてますということを相手にお示しをするといったことで、当然運営事業者の方も20年間はその額で行くという約束事での、契約をさせてもらうということでございます。

○議長（安達稔） 松本隆さん。

○議員（松本隆） そうしましたら、この長期間の債務負担行為というのは、議決がいくことなんですか。そのあたりお願いします。

○議長（安達稔） 落合主任。

○主任（落合久志） 御質問にお答えします。

DBO事業者との契約については、先ほど事務局長からお話をさせていただいたとおり、設計建設運営と3本セットで契約しております。

その契約にあたりまして、事業そのものが債務負担行為をベースにしたといいますか、債務負担行為に則った契約となっておりますので、それと合わせて契約する根拠として債務負担行為が長期にわたるのですが、この期間の債務負担行為の議決をいただかんようになっております。

○議長（安達稔） 他に御質疑はありませんか。多田正成さん。

○議員（多田正成） 債務負担行為はですね意味は分かるんですが、例えば今の市町の現況を見とると人口減少が鋭いものなんで、人口減少に合わせてごみも減量になるだろうという気がするんですが、そういったあたりで債務負担行為で保証する会といいますか、そういった意味で捉えたらいいのか、やはり人口減少でごみの減量分によってですね負担が低くなるのか、そこを教えてください。

○議長（安達稔） 和田野事務局長。

○事務局長（和田野喜一） 確かに人口は結構減ってきておりまして、将来的に20年

経ったときに、どれだけの人口になるのか、それに伴ってごみ量も当然減ってくるものと想定されております。

そうする中で、今回のDBOに関連しての運営事業者の方から、20年間の運営計画といったものが出ておまして、100何億ということでの契約になっておる訳ですが、そのDBO事業者からの運営事業の経費積算にあたりましては、固定費の部分と変動費とに分かれておまして、固定費はごみ量云々に関わらず施設維持に必要なものということで出されております。

それと今申し上げた変動費というところで、ごみの減量がどれだけ、それからリサイクルに関連してのごみがどれだけと、変動の項目の中で一定の部分については調整がされてくるというふうに考えております。

○議長（安達稔） 他に御質疑はありませんか。今田博文さん。

○議員（今田博文） ランニングコストの関係ですが、局長からありました固定費と変動費、この割合はどうなりますか。

○議長（安達稔） 和田野事務局長。

○事務局長（和田野喜一） 今事業者の方から出ておりますのが、固定費が97パーセント、変動費が3パーセント、若干端数がありますけれども概ねその数値でございます。

○議長（安達稔） 今田博文さん。

○議員（今田博文） 20年間多額の費用が要る訳ですが、そうしますとランニングコストの中で、効率化だとかいろんな関係でいわゆるランニングコストの減額が出来るという範囲は、この変動費の3パーセント以内なのか、あるいは固定費についても一定そういう範囲が及ぶのかどうか、そこはどうなんですか。

○議長（安達稔） 和田野事務局長。

○事務局長（和田野喜一） 運営に関連しての今の仕様書、募集をかける時の仕様書でございますが、その中で20年間かけて運転していく訳ですけれども、法的に3年ごとに機械設備なんかのいわゆる精密機能検査というのを、行わなければならないとなっております。

それともう一つは、長期にわたりますので社会経済状況がどう変わるか分からない訳ですが、一定の変動率になった場合。の二つ合わせて今おっしゃった固定費に関連しても、調整ということを行うということになっております。

○議長（安達稔） 今田博文さん。

○議員（今田博文） 固定費の部分についても及ぶというふうに思うんですが、人口が減少するという話があります。

何人かそこに従事される仕事をされる従業員の方というのは、一定の確保が当然今のごみ量、仕事量に合わせてされる訳ですが、今あったように20年間という非常に長い契約の中で、当然ごみ量も減る、そして人員も削減していかなければならないというふうなことに、おそくなる可能性というのはかなりあるんじゃないかというふうに思うんですが、

そうなった場合に、雇用との関係もあるんですが人員も削減して、いわゆるスリムになって、その運営を継続するというふうなことは、私は必要なんではないかというふうに思うんですが、そこは今の契約の範囲ではどうなっていますか。

○議長（安達稔） 和田野事務局長。

○事務局長（和田野喜一） 運營業務に携わります事業者というのは、現在建設中はタクマ・金下の共同企業体でございまして、運營業務に関連しましては、タクマテクノスという事業体が絡んでくるということになっております。

現段階で、建設に関連しては1か月ごとに進捗状況も合わせて協議をしておりますけれども、運営に関連いたしましてのタクマテクノスも入ったうえでの協議というのは今後でございまして、今おっしゃったように、はっきりと覚えていないのですが雇用では42名程度だったと思っておりますけれども、全て地元雇用に将来的には移行してくると伺っておりますので、そういった中でごみ量がどの辺まで減ってくるかに伴って、人員減もあるのかなと思っておりますけれども、そこについては今後事業者の方と十分協議の上で、ごみの区分もどの様になってくるか分かりませんが、そのところも合わせて調整がなされてくると考えております。

○議長（安達稔） 今田博文さんのこの議題に関する発言は既に3回に及びましたが、会議規則第49条の規定により特に発言を認めます、今田博文さん。

○議員（今田博文） ランニングコストの関係、契約というのはこれからだということなんですが、その人件費も当然ランニングコストの中にカウントされてくるということになるんで、そうすると、それぞれの地域の負担、地元負担、市町の分担が増えるということになるというふうに思いますので、そこらあたりもしっかり精査をしたような契約なのか、そういうものも視野に入れて、今後検討していただけたらというふうに思っております。

それから、先ほどの資料ですがスケジュールです、スケジュール表の資料ですが、31年の11月に受電と、受電というのはメタン発酵による発電を可能にすると、こういうことだろうと思うんですが、その何か月前ですか31年の5月から6、7、8、9、10、11とこれだけ掛かって、メタン発酵試運転も含めてだろうというふうに思うんですが、ここに対する手当というのか、もちろんごみがなければ受電発電はできない訳なんですが、ここはどうなるんですかね。

全量受入れが32年の4月ということなんですが、かなり遡って1年前からということになるんですが、この受電というのはどういうふうに受電されるんですか。

○議長（安達稔） 和田野事務局長。

○事務局長（和田野喜一） 全員協議会の資料のスケジュール表のことと思っておりますけれども、受電は施設そのものの建設、動かすことに係る受電でありまして、今田議員のおっしゃったバイオ等に伴っての発電というのは、ここに書いております可燃ゴミが入ってこないバイオバスは発生しませんので、受電で機械を動かしながら試運転をしていくため

の、関西電力からの電力を受けるという単純なものでありまして、発電についてはごみを受け入れてから、最終的に竣工します間に発酵槽で発酵をさせて以降に売電することとしております。

また、スケジュール表のメタン発酵槽の31年5月から11月までは、発酵槽等の工事期間を表示したもので、受電と同時に発電するというものではありません、竣工までの間の受電なりバイオに伴います発電売電でございますが、その間の経費については全て事業者側で負担するというところでございます。

○議長（安達稔） 他に御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安達稔） 質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。本件に対し、反対その他の御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安達稔） 意見なしと認めます。これで討論を終結いたします。

議第3号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の皆さんは起立を願います。

〔起立全員〕

○議長（安達稔） 起立全員であります。本件は原案のとおり可決されました。

○議長（安達稔） 日程第7 一般質問を行います。

平成30年第1回（2月）定例会一般質問発言通告表

発言 順位	質問者	質問事項	答弁を求める者
1	塩見 晋	1 一般廃棄物の処理（直接持込） 2 平成28年2月の定例会質問事項 (1)新施設の協定書について取り交わす地域や時期など (2)災害時の避難場所としての機能の取組み (3)宮津市清掃工場へのごみ搬入が終了後の施設解体撤去の協議 現在の宮津市清掃工場へのごみ搬入ルートについて、市と町の違いがありその不平等の対応	管理者 管理者

○議長（安達稔） 塩見晋さんから通告がありましたので、お願いいたします。塩見晋さん。

〔塩見議員 登壇〕

○議員（塩見晋） それでは議長の許可を得ましたので、定例会における一般質問を通告に基づき行います。

私は、平成25年4月に環境組合が設立されてから、同年5月の第1回臨時会これから

連続して約5年間、環境組合議会の議員として務めさせていただきました。

与謝野町では4月に議会議員選挙も行われますし、議会の構成も変わると思われまので、この任期最後の質問になると思いますが、よろしくお願いをしたいと思います。

この間、私は平成28年2月の定例会において一般質問をしました。当時の答弁の中には検討するとの項目もありましたが、今日までその結果をお聞きしていませんので、合わせて再度お聞きしたいと思います。

まず最初に、直接持込みとなる一般廃棄物の処理について質問をいたします。

新施設は、一般廃棄物の処理施設として組合がその運営をDBO事業者に委託する方式となっていますが、現在、廃棄物の収集は各市町で行われて、宮津市清掃工場で処理されています。収集以外の一般廃棄物の処理については、各市町で処分場へ持ち込んでいるという状況であると思います。

新施設が稼働すると、収集以外の一般廃棄物も全て各自で施設に持ち込むこととなります。各市町の廃棄物の品目と処理費についての現状を調べてみますと、宮津市は、廃棄物の減量化および適正化処理等に関する条例で、処分場へ搬入するものの料金は、1回につき50キログラムごとに500円となっています。また大型ごみは500円から4,000円以内で品目ごとに費用が決めてあり、処理手数料券を貼り付けて該当する施設へ搬入するようになっている。

伊根町は、廃棄物の処理清掃に関する条例で、有料ごみ16品目の廃棄物処理手数料が500円と決められています。与謝野町は、廃棄物の処理および清掃に関する条例で、処分場へ搬入するものの料金は10キログラムごとに100円となっております。

このように各市町で差異がありますが、これらの調整をどのように図るのか、また小規模事業者の事業系一般廃棄物の取り扱いについての方針も知りたいと思っております。

次に、平成28年2月の定例会で質問した中の3件について、その後も検討結果をお聞きします。

1つ目は、新施設の協定書について取り交わす地域や時期などではありますが、答弁では、その範囲については石川と須津とするお聞きしました。

そこで私は、協定書を取り交わすことと、地域振興交付金とは別個の問題だと私は考えており、万万が一として近隣地域と協定書を取り交わしておくことは必要と思っている。視察に行った南但クリーンセンターでは、ある程度の等距離にある地域とは、協定書を取り交わしているとの事例を示しました。

この質問に対して、何かあった時の協定について、組合内部でも十分協議しながら、どのような扱いにするのか検討するとの答弁でありました。

2つ目に、災害時の避難場所としての機能の取組であります。

国道筋には集客施設があり、地域とあまり関わりのない方も多く集まって来られる。突然の災害等の時には、一時的な避難場所としての取組も必要だとの質問をしました。

この質問に対して、緊急時の一時避難場所として、エントランスや会議室等の活用につ

いて、DBO事業者及び関係市町とも調整したいとの答弁でありました。

3つ目に、組合とは直接関わりはありませんが、環境行政の責任を負う立場で、新施設稼働後、現在利用している宮津市の施設の対応について質問をしました。

前回、管理者さんには答弁をしていただきましたので、今回も質問をさせていただきます。

この質問に他に対して、「宮津市清掃工場へのごみ搬入が終了しても、組合としては当面の間、バックアップ施設としての位置付けはお願いしたいと考えております。」そのようにおっしゃいました。その後の宮津市清掃工場の解体・撤去等の扱いについては、今後、構成市町間で協議したいとの答弁でありました。

また、現在の宮津市清掃工場へのごみ搬入ルートについて、市と町の違いがあり不平等ではとの問いに、管理者はそういった現状は認識しているが、なぜそういう状態になったかは分かりませんとの答弁でありました。

以上3点について、質問から2年経過をしていますが、先ほども言いましたように、本日までその対応についての動きがありませんので、再度確認をしたいと思います。

以上で初回の質問を終了します、御答弁をよろしくお願いします。

○議長（安達稔） 和田野事務局長。

○事務局長（和田野喜一） 塩見議員の御質問に、私の方からお答えをさせていただきますので、よろしく願いいたします。

まず、一般廃棄物の直接搬入に係る処理についてであります。

現在のごみ処理につきましては、平成14年のごみ処理広域化に伴い、宮津市清掃工場へ搬入するごみについては、ごみ分別区分を、ほぼ統一したうえで、市町が収集業務を行っておりますが、大型ごみについては市町間の統一が出来ておりません。

現状の処理形態は、塩見議員もおっしゃいましたが、宮津市では戸別回収と直接搬入により、宮津市清掃工場へ搬入して処理しており、伊根町では収集と直接搬入したものを、処理業者に処理を委託しています、与謝野町では収集は行わず、全て最終処分場への直接搬入として処理されているなど、各市町において受入れや料金体系も異なっている状況であります。

こうした中で、新ごみ処理施設については、基本的に全てのごみを受け入れることとしておりますので、現在、各市町の実務担当による運営管理会議を毎月開催し、ごみ分別区分と搬入方法、処理料金などの統一に向けて、協議を行っているところでございます。

市町間で協議が整い次第、できるだけ早い時期に、ごみ分別大辞典として取りまとめ、住民に周知してまいりたいと考えております。

次に、小規模事業者の事業系一般廃棄物の取り扱いについてでございます。

事業系一般廃棄物につきましては、家庭系ごみと同様の処理となりますが、先ほども申し上げましたように、詳細については市町間で協議中でありまして、御理解賜りますようお願い申し上げます。

次に、平成28年2月定例会における塩見議員の3件の御質問に対する、以降の検討状況についてであります。

まず、近隣地域と取り交わす協定などについてであります。

前回の御質問に関しまして、新たなごみ処理施設に係り、組合として協定を取り交わす地域につきましては、本施設を設置する土地の所在地の須津地区及び石川区を考えておりますと、申し上げてきたところでございます。

南但クリーンセンター整備における協定について、南但広域行政事務組合に確認しましたところ、クリーンセンターの設置場所が、養父市と朝来市の両市にまたがることから、隣接する両地区の区長会及び建設地の集落と協定を締結されております。

区長会を構成する集落が、一つは11集落もう一つは23集落であり、それぞれの区長が連名で押印されておりますが、協定としては3つの締結として取り扱っているとのことであります。

議員御発言の、下山田・石川・弓木地区につきましては、平成28年の御質問以降、同年9月に与謝野町さんが窓口となり組合も出席する形で、新ごみ処理施設整備について3地区合同の説明会を開催させていただきました。

説明会には各地区の自治会役員をはじめ、17名の参加があり、施設の運営に係る御質問などにお答えさせていただきましたが、施設整備及び運営について特段の御意見もなかったことから、現時点では、新たな協定の締結について考えておりません。

しかしながら、住民の皆様にとりまして、安全・安心なごみ処理施設の稼働が大前提でありますので、運営期間中における施設の稼働状況や、ダイオキシン類等の排出測定結果などについて、対象地区への情報提供は行ってまいりたいと考えております。

次に、2点目の避難場所についてであります。

まず、災害対策基本法において、市町村長は、災害の危険性があり避難した住民等を、災害の危険性がなくなるまでに必要な期間滞在させ、または災害により家に戻れなくなった住民等を、一時的に滞在させるための施設として、避難所を指定しなければならないこと。

また、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合に、その危険から逃れるための避難場所として、洪水や津波など異常な現象の種類ごとに、安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所を、緊急避難場所として指定しなければならない。と定められており、関係市町の防災計画に、それぞれの施設や場所が指定されているところであります。

ごみ処理施設を災害時の避難所等として活用することについて、市町やDBO事業者と検討しました結果、住民が一定期間滞在するための居住スペースや、駐車スペースの確保ができないため、避難所としての指定は難しいと判断していますが、ごみ処理施設は堅牢な造りで、かつ、建設場所も一定の海拔があるため、津波などの緊急避難場所としての利用は可能と考えております。

こうしたことから、施設の竣工後に現地を確認のうえ、関係市町等と協議してまいりた

いと考えております。

次に、3点目の宮津市清掃工場についてであります。

まず、新施設稼働後の宮津市清掃工場の解体・撤去等の扱いについてであります。

前回の御質問以降、事務レベルでの協議も踏まえ、現在、宮津市では清掃工場跡地の検討とあわせ、解体・撤去の概算費用を試算中とお聞きしております。その結果を受けて、1市2町間で、費用負担のあり方等も含め協議がなされるものと考えております。

なお、この件に関しましては、1市2町で共同利用する宮津市施設の取扱いに係るものでありまして、本組合ではなく、あくまで市町間の協議事項であると認識しております。

次に、宮津市清掃工場への搬入ルートについてであります。

搬入ルートの違いにつきましては、「京都府ごみ処理広域化計画」に基づく、当時1市4町の広域処理に伴い、宮津市清掃工場の立地地域、自治会ではありますが、この自治会と宮津市の協議の中で、環境面に配慮し、清掃工場への搬入車両の現状維持ということで合意がなされたことから、搬入ルートに違いが生じたものであります。

こうした経緯も踏まえまして、宮津市清掃工場の稼働について、地元の同意をいただいておりますことに、御理解賜りますようお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（安達稔） 塩見晋さん。

○議員（塩見晋） 答弁いただきましてありがとうございます、結構多岐にわたっておりますので、3回というのは中々まとめてやりにくいのかなと思ったりしますが、まずですね、最初の廃棄物の直接搬入についてであります。

先ほども言いましたように、私が考えてみるのに、現在の持込みの費用というものについては、与謝野町が一番費用的に少ない、住民の負担が少ない費用で持込みが出来ておるなど、このように思っております。

そういう面から、今関係市町でいろいろと分別の協議を進めておられるということでありまして、直接組合がいくらとか、こういう形とかいうとこまではいかないのかなとも思いますが、やはりこういうことの問題提起はしとく必要があるなというに思っております、どういうところで費用を決めたということも、それは市町が、それから直接持込みについても市町の収入になるのかなと費用が処理手数料が、そのように思っておりますけれども、住民にとってはやはりそこで費用が変わって、大幅に変わってくるということは、どうしても避けるべきかなというように思っております。

今ここに管理者、副管理者としてそれぞれ首長さんも居られます、その中で、是非ともですね大きな値上げにならないような方向で考えていただきたい、そのように要望をしておきます。

それから先ほどもありましたが、事務系といいますか一般廃棄物、いいますと廃棄物ではあるんだけど事務系とかいう名前にしてですね、便宜を図っているという部分もあるかと思えます。

そういう部分について、それでは一体どこまでを事務系としてはっきり認めるのかとい

うのが、これもですねいろんなところで調べてみると曖昧な部分も確かにあります、個人がですね、自分の車で持って行く直接搬入するという部分については、事務系で受け入れてもらってもいいんじゃないかなと思っております。

ただ、業者が個人に頼まれて持ってくるというようなことになると、これは本人も同乗していなければ難しいなということも起きてくるかも分かりませんが、基本的にはやっぱり個々に持ち込むものについては、事務系というような扱いでお願いしたいと思っております。

与謝野町も京丹後市もそうなんですが、告示産業廃棄物というような取決めも持っておりまして、町長の許可があれば持ち込めるということにもなっておりますし、ここも含めて是非一層の御検討をお願いしたいなというふうに思っております。

それからですね、前回質問しました28年にしました3件についてであります。

先ほどの答弁では、地域の方にいろいろ説明したけれども、特段の話というんですか不安視というな話は無かったというように受け止められておられるようで、一応、運用状況とかいろんな環境面の数値とかを、各地域にお示しすればいいのかなというような考えでおられるように思いますけれども、先ほどもおっしゃいましたが、やはり地域からそういう声が出てきた時には、組合も中心となって各市町と一緒に協議のもとですね、そういう部分についても柔軟にやっていっていただきたいなと、このように思います。

それから、災害時の避難場所としての機能です。

これについては、避難所としては緒機関にわたることは確かにいろんな問題があると思っております。特に大きな災害の場合はごみが一杯でますので、そこにいろんな方がおられると難しいこともあります。初期的な対応について一時的な避難所としては、やはり僕は安心点、ほんとに遠くの方から地理的な状況も分からない方が沢山集まれる施設もありますので、是非そういう部分はちゃんと検討していただきたい、このように思います。

それから、3番目の組合とは直接関わりのない今の宮津市の処分場のことです。

これについては、前回の答弁でも、例えば解体については各関係市町で協議するというようなことをおっしゃいましたけれども、私はその時にこの施設は宮津市の施設ですというように言いました。

各市町はですね、市町というよりそれぞれの町は、その改修の時もそれぞれの分担金や工事の分担金を払ってやっておりますし、今の時期についてもその分担も含めて、応分の分担をしてやってきております。

なぜ宮津市の清掃工場を使うようになったかということ、私は当時をよく認識しておりませんが、古い議員にお尋ねしますと、野田川町の焼却場はダイオキシンの数値が非常に低かったんだけど、京都府の指導で宮津市に統一するということになって、こんな形になったということに聞いております、そういうことで、宮津市の施設ではあるけれども、各町も改修の工事、工事費とかそういうものも負担してやってきたんだと聞いております。

最後にですね、その持込みのルートについてです。

これも前回は申し上げて細かい意見とかいろいろと申し上げました、計算しますと年間になると結構な余分、余分とは言いませんが、大回りする費用がそこに発生をしてくている訳で、与謝野町の議会でも町長にこういうことについてどう思うかとの質問も投げかけましてしてきたところですが、これについても、その後何ら動きがない。

その当時、こういう話が出来たからいいんだということで終わっているようですが、そうであれば、負担する額も加味しながら考えていかないと、私はこれは公平じゃないというふうに思っています。

これも後1年で済むようなことですが、ごみの集配業者に聞いたりしますと、雪の降るときに持ち込もうと思っても、栗田峠の方の除雪が遅れとって、なかなか持って行けないというようなことがあったりしますというようなことも、当時聞かせてもらったりしておりました、そういうことも含めて、結構その各町は辛苦しながら持って行くとという部分もあります、そういう訳でこのところは公平になるように考えていただきたい、このように思います。

2へん目の質問を終わります。

○議長（安達稔） 和田野事務局長。

○事務局長（和田野喜一） まず、直接搬入に関してでございます。

第1答弁でも申し上げましたように、直接搬入に係る市町間の持込みに関連しての料金は、規格10キログラム100円と50キログラム500円とありますけれども、これについても、どこのところに合やすかということも検討中ございまして、やはり与謝野町から持ってきたもの、宮津市から持ち込んだもの、それぞれが料金が違うということは避けなければならないと考えておりますので、それは調整をさせていただくこととしております。

それから事業系の一般廃棄物についてですが、これも第1答弁でも申し上げましたように、家庭系一般ごみと同様に処理をしていくというふうに考えておまして、個人の方がごみ袋に入れて出される分については、同様の処理をさせていただくというふうに考えております。

今のお話の中に、告示産業廃棄物ということが出てきた訳ですけれども、京丹後市の状況しか調べていないのですが、京丹後の告示産業廃棄物というのは、災害によるごみ、火災によるごみ、それから個人が自分でリフォームして出たごみ、それらのものを告示産業廃棄物ということで指定をしている、告示をしているということらしいです。

ただ、これとて火災によって出てきたごみの場合でも、大きなものをそのまま持ち込めるのかといえば、それは処理できませんので、これについても直接搬入と同様の形態で、一定の基準のところ、例えば1mにさせていただくとか細工をしたうえで、受け付けるということございまして、今回の新ごみ処理施設につきましても、同様に対応することになるのかなと考えております。

そういったことで、市町とも十分協議の上で柔軟に対応させていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

それから、避難場所でございますが、避難所というのは一定期間滞在ということでございますので、なかなかしんどいのかなと思っておりまして、現地を御覧いただければ分かりますように、本体施設の周辺というのがそれだけスペースがないもので、さらに上り勾配ですから、そこに来るお年寄りの方とかはしんどいのかなということもあって、災害の程度によって種類によって、必ずそこに逃げないと津波とかいった場合の避難場所として指定するというので、それも今後市町の防災担当とも現地を見ながら、対応させていただきたいと思っております。

搬入ルートについては、宮津市から聞いておりますのが、市と町によって異なるということから、除雪のことをおっしゃいましたけれども、除雪についても一番に栗田方面を除雪する努力をしていると聞いております、積雪の状況によって対応が若干遅れてくることもあるかと思っておりますけれども、そういったところで搬入ルートについても確保もしていると聞いていますので、それは御理解いただきたいと思いますと思っておりますのと、そういった現状を超えない現状維持という中で、地元との協議ということが前提にありますので、それを踏まえて現状の中で、いわゆる延長について毎年協議をする中で押印していただいているということも、御理解賜りたいと思っております。

○議長（安達稔） 塩見晋さん。

○議員（塩見晋） 事業系一般廃棄物の件につきましては、今おっしゃいましたように与謝野町も告示産業廃棄物という制度はあります、町長の許可が得られれば持込み可能となっております。

今おっしゃったように、本人がリフォームしたような場合は、入れれるだろうというような答弁だったと思うわけですが、いかんせんでも持ち込まなければならないというものできてくると思っておりますので、そこらへんは臨機応変に、といっても、あまり臨機応変にやるとごちゃごちゃになるかなと思っておりますが、でもそういう部分について、しっかりしやことの話し合いをしておかないと、宮津のごみは入ったのに与謝野町のごみは入らんとか、伊根町の入らんだとか、こういうようなことが起きてくると困りますんで、しっかりと組合が中心になって各市町と話をするという形で、お願いしたいなとこのように思っております。

それからですね、協定書のことには分かりました、災害のことも分かりました。搬入ルートについては非常に不満があるんです。その時に宮津市とそういう話になってるからということで、そのままになっているんですけど、皆さん与謝野町の議員さんは紳士なんで、あまりこういうことについてごちゃごちゃおっしゃいませんけども、実際にはこういうことについては、非常にわだかまりのある方も多いです、先輩の議員に中に私にそういうことをおっしゃるくらいですから、あります。

私が考える一番いい方法は、地元のことを考慮してですね、宮津市も栗田回りに持って

行かれれば、その大変さが一番よう分かるかなとこのように思ったりするわけですが、これが無茶かどうか分かりませんが、ここに管理者も宮津市の市長さんでありますし、是非そういうところはですね、良く状況を熟知していただいてですね、昔に決まったんだで、昔の話し合いで決まったんだでとばかりおっしゃらずに、いろんな対応をしていただきたいなという思いであります。以上質問を終わります。

○議長（安達稔） それでは以上で通告による一般質問は終了いたしました。これで一般質問を終結いたします。本日の日程は全部終了いたしました。

これで、本日の会議を閉じ、平成30年第1回（2月）宮津与謝環境組合議会定例会を閉会いたします。御苦労様でした。

（閉会 午前11時30分）

